

最低制限価格制度の導入及び低入札価格調査制度の見直しについて

1. 概要

契約の適正な履行がなされない懸念があるものを速やかに排除し、履行確保措置（工物品質、下請代金、契約履行）の徹底を図ることを目的として、最低制限価格制度を導入する。

最低制限価格制度導入に伴い、低入札価格調査制度の対象工事を定める。併せて、令和4年3月の国の低入札調査基準価格の算出率の見直しに伴い、「那須塩原市低入札価格取扱要綱」に記載した算出率等の見直しを行う。

2. 時期

令和5（2023）年4月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事から適用

3. 内容

（1）対象工事は、競争入札に係る建設工事のうち次のとおりとする。

ア 最低制限価格制度 130万円超から3000万円以下

イ 低入札調査制度 3000万円超

（2）低入札調査基準価格の算出率及び算出式を見直す。

（3）最低制限価格の算出率及び算出式は、改正後の調査基準価格の算出率及び算出式と同一とする。

○調査基準価格（最低制限価格）算出率及び算出式

【土木工事】※土木一式工事、舗装工事、水道施設工事

区 分	改正後（導入時）	現 行
①直接工事費	次に掲げる額の合計額 ①×0.97	次に掲げる額の合計額 ①×0.97
②共通仮設費	②×0.90	②×0.90
③現場管理費	③×0.90	③×0.90
④一般管理費	④×0.68	④×0.55
	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%

【建築工事及び設備工事】※建築一式工事、電気工事、管工事、解体工事

区 分	改正後（導入時）	現 行
①直接工事費	次に掲げる額の合計額 (①×0.90)×0.97	次に掲げる額の合計額 (①×0.90)×0.97
②共通仮設費	②×0.90	②×0.90
③現場管理費	(③+①×0.10)×0.90	(③+①×0.10)×0.90
④一般管理費	④×0.68	④×0.55
	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%	上限値：工事価格の92% 下限値：工事価格の75%

※建築工事及び設備工事については、下請経費等が直接工事費に含まれることから、工事費区分の補正を行います。